

大垣消防組合消防本部
☎ 87・1513

救命講習会のご案内

一家に1人救命者を！

現場に居合わせた皆さんによる迅速な119番通報と、速やかな応急手当が救命リレーのスタートです。

いざという時のために、救命講習会に参加して、心肺蘇生法とAEDの取扱いをマスターしておきましょう。

開催日時と講習種別

普通救命講習Ⅲ（3時間）

11月13日（日）午前9時～正午
※小児、乳児及び新生児に対する心肺蘇生法、自動体外式除細動器（AED）の使用法、窒息の手当、止血の方法などを学ぶコースです。

※受講者は管内在住・在勤・在学の方に限ります。

開催場所

大垣市外野3丁目20番地2

大垣消防組合消防本部 屋内訓練場

募集人員 30人程度

募集期日 10月13日（木）～
11月10日（木）まで

受講料 無料

申込み方法

氏名、生年月日、性別、電話番号を電話、FAXまたはE-Mailで救急救助課（☎ 87・1513）（FAX 87・1515）（E-Mail kyukykyujo@ogaki-syoubou.or.jp）もしくは中消防署（☎ 87・1514）（FAX 87・1517）（E-Mail naka@ogaki-syoubou.or.jp）へお知らせください。

その他

講習を修了された方には修了証を交付します。また、実技講習を行いますので、身軽な服装でご参加ください。



岐阜労働局
☎ 058・245・8104

必ずチェック！最低賃金

10月1日から岐阜県の最低賃金が776円に改正されました。岐阜県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、県内で働くすべての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

詳しくは岐阜労働局賃金室（☎ 058・245・8104）または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

岐阜労働局
☎ 058・245・1550

10月は『年次有給休暇取得促進期間』です。

平成26年の年次有給休暇の取得率は47.6%、平成27年の週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、より一層積極的な取組が求められているところです。

厚生労働省では、「2020年までに年次有給休暇取得率70%」に向けて取り組んでいます。この取組の一環として、10月を『年次有給休暇取得促進期間』と定め、所定休日に年次有給休暇を組み合わせた連続休暇（プラスワン休暇）の実施を呼びかけています。

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することで、労働者の健康確保や仕事に対するモチベーションの向上、企業の業務効率の向上が期待されます。来年（年度）の勤務体制を決定する際には、連続休暇や年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合う機会をつくりましょう。

みんなで考えよう職場のパワーハラスメント

「職場のパワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。

職場のパワーハラスメントをなくしていくためには、企業・労働組合・労働者が協力し、それぞれの立場から予防・解決に向けて取り組むことが求められます。

厚生労働省のパワハラ対策に関する総合情報サイト「あかるい職場応援団」（<http://www.nopawahara.mhlw.go.jp>）では、パワハラの6類型、各社の取組み事例や裁判例を紹介しています。同サイトでは、企業が取組みを導入する際の手順を取りまとめた「パワーハラスメント対策導入マニュアル」、社内研修資料、職場に掲示するポスターやリーフレットなどがダウンロード可能ですので、ご活用ください。

パワーハラスメント対策セミナーを開催します

具体的なパワーハラスメント対策の導入方法について解説を行う「パワーハラスメント対策取組支援センター」（公益財団法人21世紀職業財団主催）を開催します。

日時

11月25日（金）
午後2時～4時

開催場所

ワークプラザ岐阜
（岐阜市鶴舞町2-6-7）

詳細・申込みについては「あかるい職場応援団」（<http://www.nopawahara.mhlw.go.jp>）をご確認ください。

お問い合わせ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室
☎ 058・245・1550